

1. 件名：「日本原燃(株)の設計プロセスの運用改善状況に関する面談」

2. 日時：令和5年12月7日(木) 10時00分～12時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中野上席安全審査官、山口係員、
横山原子力規制専門員

日本原燃株式会社

安全・品質本部 副本部長 他2名

再処理事業部 品質保証部 品質保証課長 他3名

燃料製造事業部 品質保証部 品質保証課長 他1名

濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部 施設計画課長

埋設事業部 埋設計画部 施設計画グループリーダー 他1名

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部 部長 他3名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

環境安全部 安全技術ユニット ユニットリーダー

原子燃料工業株式会社

東海事業所 環境安全部長

熊取事業所 安全管理グループ参事 他2名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、令和5年11月7日の面談を踏まえ、提出資料に基づき、設計プロセスの運用改善状況について説明があった。なお、事業変更許可申請書における記載事項の整理については安全性向上評価の対応等に関連することから、ウラン加工事業者も同席の上で面談を実施した。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- ・事業変更許可申請書における記載事項の整理については、年明けに届出予定の三菱原子燃料株式会社の安全性向上評価に参考となるように、別途検

討を行っている設工認の基本設計方針の構成等の見直しの反映も含め、申請書本文の構成、記載の考え方等の整理を優先して計画的に作業を進めること。

- ・事業変更許可申請の設計プロセスの運用に関する差異の抽出（ステップ1）においては、品質管理基準規則での設計開発に係る要求内容を踏まえ、日本原燃各施設の社内規定の記載が適切であるかの検討を行うこと。
- ・次回面談においては、事業変更許可申請の各施設の特徴を考慮した運用の整合の考え方の整理（ステップ2）の検討状況、設工認申請及び保安規定変更認可申請でのステップ1の検討状況等も含めて、検討の進捗を説明すること。

（3）日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「設計プロセスの運用改善について」

「設計プロセスの運用改善 作業ステップの対応結果」

「タスク1：事業変更許可申請書の記載事項の整合について」

参考

- ・ 令和5年11月7日

「日本原燃(株)の設計プロセスの運用改善状況に関する面談」

<https://www2.nra.go.jp/data/000458437.pdf>